

平成 31 年度 負担金の額及び徴収方法

一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- (1) 1 営業所あたり 1 カ年 66, 940 円
- (2) 1 車両あたり 1 カ年 4, 710 円
- (3) 事業者ごとの負担金の額は、本年 2 月 1 日現在における当該事業者の営業所数及び車両数に(1)及び(2)の額を乗じ合計して算出します。

2. 負担金の徴収方法

(1) 事業者への請求

平成 31 年 2 月 1 日現在の貸切バス営業所数及び車両数をもって、1 カ年分の負担金の額を算出し、4 月 1 日に請求いたします。なお、事業者が分割納付を希望した場合は後期分を 9 月 2 日に請求します。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した 1 カ年分の負担金を原則として一括納付していただきます。なお、分割納付を希望する場合は、1 カ年分の負担金を前期・後期ごとに分割して納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否は、下表のとおりとします。

事業廃止、許可取消	精算を要します
事業の休止、再開	精算を要します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※1)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※2)
事業計画の変更 ● 区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ● 適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算を要します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては、譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い認可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

納付期限は一括納付及び分割納付の場合の前期分は本年5月7日です。分割納付の場合の後期分は本年10月1日となります。

(5) 負担金の未納事業者に対する督促

書面等により2回実施します。督促後も正当な事由なく負担金を納付しない事業者に関しては、速やかに北海道運輸局長に報告します。

(6) 延滞金

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法第43条の15第5項及び同法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

以下余白